

受動喫煙対策のお願い

「健康増進法」及び兵庫県の「受動喫煙の防止等に関する条例」により
令和2年4月1日以降に開店・開業・移転する(した)
飲食業、食品製造業、調理・販売業・食品処理業等の施設は

建物内禁煙

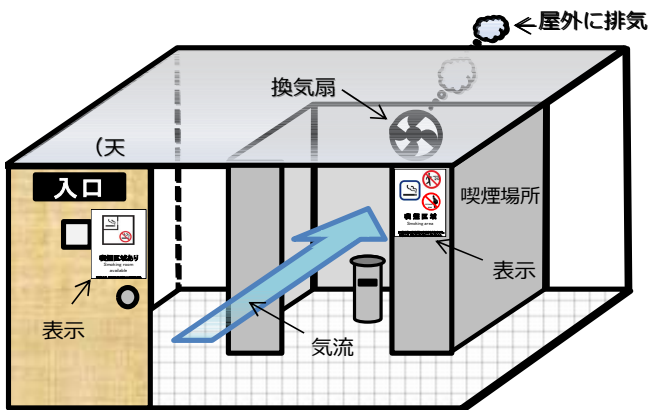
となります(※)。

(例) 令和2年4月1日以降に開店・開業・移転する飲食店は、

『**喫煙をしながらの飲食をすることができません**』。

※但し、構造や技術的要件を満たした『喫煙専用室』設置は可能です(下記参照)。

■建物内喫煙専用室の構造・技術的要件



※加熱式たばこ(IQOS, PloomTECH, glo等)も
紙巻きたばこと同様の取り扱いです。

- 壁・天井等で区画された場所であること。
- 喫煙禁止区域から喫煙専用室への風量が、0.2m/毎秒以上必要です。
- 喫煙専用室内のたばこの煙は直接室外へ排出
※循環式空気清浄機や脱煙機能付ブースは認められていません
- 喫煙専用室には、従業員を含む20歳未満の者と妊婦は入室できません。
- 入口に所定の喫煙環境表示が必要です。
(裏面参照)
- 構造要件を満たさない喫煙専用室の管理者は罰則(過料)対象となる場合があります。
- **喫煙専用室内での飲食はできません。**

■建物(店舗)入口周辺への吸い殻入れ設置について

- 建物や店舗入口周辺、道路に面した場所など、施設利用者はじめ、人が往来する場所には、吸い殻入れの設置はできません。
- 設置する場合は建物裏手や屋上など、喫煙者以外立ち入らない、且つ隣接する建物や住宅などに煙が流れ込まない場所に設置してください。



■喫煙環境表示について



禁煙

- ・禁煙店舗及び施設の入口に表示
- ※飲食店以外は表示義務なし



喫煙区域あり

- ・喫煙専用区域(室)がある施設の入口に表示
- ※喫煙専用室設置施設は表示義務あり

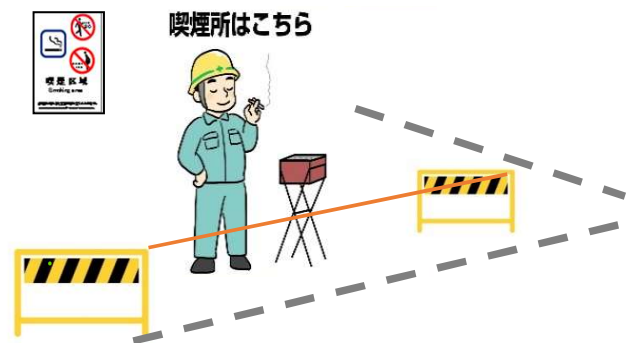


喫煙区域

- ・喫煙専用区域(室の入口)に表示
- ・20歳未満の者・妊婦は入場不可
- ※喫煙専用室設置施設は表示義務あり

■屋外の受動喫煙対策について

- 屋外は規制対象外ですが、吸い殻入れを設置する場合は、下記内容の遵守をお願いします。
 - ・屋外喫煙区域(場所)を設置する際は、建物入口周辺や道路など人が往来する場所や、建物や住宅等に隣接する場所には設置できません。
 - ・屋内の喫煙専用室と同様に、20歳未満の者や妊婦の立入はできません。
 - ・屋外喫煙区域の設置や同所への喫煙環境表示は施設管理者の判断により行ってください。
 - ・なお、屋外喫煙区域(場所)の形状は問いません。
- ※例: フェンスやロープで囲う, 床面に区画を明示する等



■罰則について

- 施設管理者が法律・条例の内容に違反し、県や市の担当部局による度重なる注意・指導等にもかかわらず改善されない場合、罰則(過料)が課せられる場合もあります。

<ul style="list-style-type: none"> ●受動喫煙防止措置の放置・未実施 <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙専用室以外の屋内への灰皿設置 ・喫煙専用室の構造要件・技術的基準不適合 	➡	最大50万円以下の過料
<ul style="list-style-type: none"> ●喫煙環境表示の未掲示 ●立入検査拒否・妨害 ●申請書類等の虚偽報告 	➡	最大20万円以下の過料

令和4年3月現在

受動喫煙対策に
関するお問い合わせ先

兵庫県保健医療部

健康増進課 受動喫煙対策班

TEL : 078-362-9111 / FAX : 078-362-3913